

# 令和8年度県政広報テレビ番組の制作・放送業務委託仕様書

## 1 概要

県政広報テレビ番組（以下「番組」という。）を制作・放送するとともに、番組と連動した動画を制作・公開及び広告の配信を行い、幅広い層へ番組の視聴を促す。

## 2 業務名

令和8年度県政広報テレビ番組の制作・放送業務（県政に関するお知らせ）

## 3 業務の内容及び条件

- (1) 年間で48回以上、番組を制作し、同番組の放送を週2回以上放送すること。なお、既存番組の1コーナーとして放送することは、原則不可とする。
- (2) 放送時間（実際の放送時間）は、1回当たり4分以上とする。
- (3) 放送時間帯は、1週間の間に特Bタイム以上で1回、Bタイム以上で1回以上放送することとし、放送する曜日及び時間帯については、幅広い県民が視聴できるよう設定すること。
- (4) 放送日は、特に指定しない。
- (5) 放送エリアは、岡山県全域とする。
- (6) 番組の企画は県が担当し、制作（シナリオの作成及び取材日程の調整を含む。）は、本件業務の受託者（以下「受託者」という。）が担当するものとする。
- (7) 企画及び制作に係る詳細については、必要に応じて県と受託者との打ち合わせを経て決定するものとし、受託者は、制作に当たり、字幕挿入その他の障害者差別解消法及びユニバーサルデザインに配慮した工夫を行うこと。
- (8) 受託者は、県、関係団体、取材先等と十分に打ち合わせを行うとともに、受託者が有するノウハウを活用し、番組で伝えたい内容を的確かつ分かりやすく視聴者に伝えるよう努めること。
- (9) 概ね月に1回程度、知事が出演する回を設定すること。
- (10) 年間で4回程度、県特産品の消費促進やPRを目的として、フードコーディネーター等の専門家を起用し、本県の旬の食材を紹介する回を制作すること。なお、番組を制作するに当たり必要な専門家への出演依頼及び食材の調達等の準備行為については、受託者が行うものとする。
- (11) 幅広い層に番組を視聴してもらうことを目的に、県との協議の上、年間で6回程度、番組のスピンオフ動画（以下「動画」という。）を制作し、YouTube等の動画共有サイト上に公開するとともに、広告の配信を実施すること。なお、動画制作に係るシナリオ作成から広告配信の一連の業務については、受託者が行うものとする。
- (12) 番組PRを行うこと。媒体は、テレビやSNSなど、幅広い層に届けることができる媒体を複数組み合わせ、番組PRに必要な素材は、受託者が用意するものとする。
- (13) 月に1回程度、視聴者アンケート（モニター報告を除く。）及び視聴者プレゼント企画を実施すること。プレゼント代及び送料（1回につき15,000円程度）は委託料に含むものとする。
- (14) 次のものについては、放送及び配信年度の翌年度末日まで二次使用可とすること

### ①番組

- ・動画配信サイト（県公式YouTube「晴れの国おかやまチャンネル」）等での動画配信
- ・県庁1階県民室モニター等の県有施設での放映

- ・県関係主催イベントでの放映
- ・その他受託者が使用を認めたもの

## ②動画

- ・県公式SNS（LINE、X、Instagram、Facebook、TikTok）での発信
  - ・動画配信サイト（県公式YouTube「晴れの国おかやまチャンネル」）等での動画配信
  - ・その他受託者が使用を認めたもの
- (15) テレビ番組の撮影時に、番組で取り上げる広報テーマと連動した内容で、県が、広報用の動画や静止画を別途撮影することがあるが、円滑な撮影等に協力すること。当該動画等に取材先の第三者が映っている場合は、県において掲載の許諾を得るものとする。
- (16) 番組の制作・放送及びに当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者が必要な権利処理を行うこと
- (17) やむをえない事情で、制作・放送の回数が確保できない場合や放送時間などに変更がある場合には県と協議の上、対応を検討すること
- (18) 当該業務の実施により知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、目的外の使用や第三者への提供は行わないこと
- (19) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとし、疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して決定すること

## 4 委託予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 5 成果品の納品

次のとおり成果品を提出すること

### (1) 番組

	提出物	提出時期
各回	番組データ（MP4形式）	完成後速やかに
毎月	該当月に放送した番組の視聴率	該当月の翌月
四半期ごと	委託業務完了報告書（様式任意）	該当期間の翌月

### (2) 動画

	提出物	提出時期
各回	動画データ（MP4形式）	完成後速やかに
	広告配信実績（動画の表示回数、クリック数等）	広告配信終了後速やかに

### (3) 視聴者アンケート

	提出物	提出時期
各回	集計結果（様式任意）	集計後速やかに

## 6 経費の上限

16,236,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※制作料、放送料、二次使用のために生じる経費、本県の旬の食材を紹介する企画を実施するに当たり必要な専門家への謝礼及び食材に係る経費、視聴者アンケート及び視聴者プレゼントの企画の実施に係る経費、動画の作成・公開及び広告の配信に係る経費など一切の経費を含む。



## 7 評価基準

評価項目	内 容	配 点
理解度	業務内容を理解した提案となっているか。	10
独自性	受託者が有するノウハウや資源を活かした提案か。	15
創意工夫	県が実施する施策を分かりやすく紹介し、視聴者に興味をもってもらふ番組となるよう工夫がなされているか。	15
メディアミックス	番組と連動した動画を制作・公開し及び広告の配信を行い、番組の視聴を促しているか。	15
制作体制等	番組制作に係る体制、作業日数等は十分に確保できているか。	10
放送時間帯	平均視聴率等を考慮し、県民に情報を伝えられる放送時間帯を確保しているか。(本放送、再放送)	10
番組PR	番組のPR方法は適切か。(CM、ホームページ、SNS、他番組での告知等)	10
視聴者の声の収集	視聴者の声を収集する方法は適切か。(視聴率、視聴者アンケート等)	10
見積額	見積額は適切か。	5
計		100